

令和2年3月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年3月19日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 2 川田治弘委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員，  
9 堀家重孝委員， 10 近藤剛司委員， 11 大前純一委員，  
12 瀬川治会長職務代理者， 13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消報告について  
報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
に係る報告について

8. 議 事  
局 長

ただいまより令和2年3月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。それでは，始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。お忙しいところご参集いただきありがとうございます。今，新型コロナウイルスが世界中で蔓延しております。香川県においても陽性患者が出たということでもありますので，委員の皆様には十分気をつけて頂きたいと思います。それでは本日の総会を始めたいとおもいます。

局 長

ありがとうございました。それでは，議事の進行につきましては，立石

会長， よろしくお願ひします。

会 長

それでは， 令和 2 年 3 月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思ひます。

まず， 本日の議事録署名人には， 第 10 番の近藤委員さん， 第 11 番の大前委員さんの両名， よろしくお願ひします。

それでは早速ですが， 議案に入りたいと思ひます。

議案第 1 号， 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告についてを， 議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

局 長

はい， 議案第 1 号， 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告について， 議案書の 1 ページで， 3 案件でございます。

まず番号 1 ですが， 【申請人読み上げ】， 賃借権の合意による解約の案件でございます。

本件の借人は， 体調不良による労力不足のため借入農地については返還するものであり， 貸人に申し入れたところ合意が得られたため， 解約に至ったものであります。

本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき， 平成 23 年 6 月から令和 3 年 5 月末までの 10 年間で賃借権を設定していた農地が 3 筆， 平成 28 年 6 月から令和 3 年 5 月末までの 5 年間で賃借権を設定していた農地が 1 筆であります。

本件は， 【申請地読み上げ】 について賃借権の解約を行うものであり， 離作補償はありません。本件は， 提出書類に不備もなく， 何も問題はないと考えております。なお解約後は， 農業経営基盤強化促進法に基づき， 新たな賃借するとのことあります。

次に， 番号 2 ですが， 【申請人読み上げ】， 賃借権の合意による解約の案件でございます。

本件も番号 1 と同様の経緯により， 解約通知が提出されたものです。

本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき， 平成 30 年 6 月から令和 3 年 5 月末までの 3 年間で賃借権を設定していた農地であります。

本件は、【申請地読み上げ】について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たな貸借をするとのことでもあります。

次に、番号3ですが、賃貸者、【申請人読み上げ】、賃借権の合意による解約の案件でございます。

本件は平成28年6月から令和3年5月末までの5年間で賃借権を設定していた農地であります。議案第2号番号2を提出するため、申請地の賃借権を解約するものです。

本通知に係る農地は、【申請地読み上げ】について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上の3件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました。議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員、異議無し)

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであり

ますが、議案書の2ページで、3案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成20年に農地を相続したところですが、県外に在住しておりますので管理に苦慮されております。譲受人は1町3反程度の農地を耕作していますが、申請地の西側に隣接して居住しており、耕作に便利であるため相談したところ、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、総経営農地が1町3反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けすることとあります。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件は議案第1号番号3で報告いたしました農地につきまして、所有権移転売買の許可申請が提出されたものであります。譲受人は申請地が自宅に隣接しているため、譲渡人に相談したところ、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地は1町6反を超え、経営農地はきれいに耕作されていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けすることとあります。

次に番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲受人は高松市にお住まいで、管理に苦慮されておりました。譲受人は経営基盤強化促進法により申請地を借受け耕作していたところですが、所有農地拡大のため所有者に相談したところ、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地が7反を超えることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には

水稲を作付けするとのことであります。

以上、8案件、登記地目は田が13筆、面積は5,772.03㎡であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員、挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、原案のとおり決定をいたします。

会 長

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、4案件でございます。

それでは番号1ですが、【申請人読み上げ】、農家住宅への転用案件でございます。

本件の申請者は親子関係であり、番号2の転用計画の際、住宅が建っている土地の地目が田であることが判明し、是正するため申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、住宅1棟2階建331.07㎡、納屋2棟平屋建186.71㎡建築するためとすること

を目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなく平成9年に住宅が建築されており、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

次に番号2ですが、申請者は〇〇〇〇、分家住宅用地への転用案件でございます。

〇〇様は、現在、母親、妻、子供3人の6人で暮らしていますが、高松市に居住している弟家族が実家に戻り、農業を手伝うことになりましたが、現在の住居は3世帯が生活するには問題があるため、新居の建築を計画したとのことであります。

本申請は【申請地読み上げ】に分家住宅平屋建1棟81.14㎡、カーポート平屋建1棟30.10㎡を建築するためとすることを目的として転用申請するものであります。本転用についての提出書類に不備はなく、近隣の農地関係者の方との調整を了しているため、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

次に番号3ですが、申請者は〇〇〇〇様、農家住宅用地への転用案件でございます。

〇〇様は、現在、6反余の農地を所有しておりますが、農機具収納兼車庫を自宅に隣接した申請地に車庫平屋建1棟79.03㎡を建築するため転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として住宅1棟2階建202.55㎡、物置1棟平屋建89.31㎡、車庫1棟平屋建79.03㎡及び進入路を建築することを目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなく平成4年に車庫が建築されており、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農

地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

次に番号4ですが、申請者は〇〇〇〇様、賃貸住宅用地への転用案件でございます。

本件の申請地は後ほど報告第1号でご説明いたしますが、平成31年1月30日に農地法第5条第1項の規定による許可を受けた土地でありましたが、許可の取消願が提出され、新たに農地法第4条第1項の規定にも続く許可申請が提出されてものです。

申請人は現在〇〇歳であります。体力的にも農業を継続する自信がなく、後継者は県外に転出し、帰ってくる予定がないことから、近隣の農業法人等に所有農地の管理してもらえる人がいないか探していたとありますが、良い返事を得られませんでした。そのような事情から、申請人は将来の安定した収入を得るために賃貸住宅経営を計画し、本転用申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】と隣接する公衆用道路157㎡を併せ利用地として賃貸住宅2階建3棟121.98㎡及び進入路を建築することを目的として転用申請するものであります。本転用についての提出書類に不備はなく、近隣の農地関係者の方との調整を了しているため、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

以上、4案件、登記地目は田が6筆、転用面積は1,703㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1、番号2については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。3月9日、委員4名で現地を見てきました。申請に特段問題はあり  
りません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題  
は無いです。

次に、番号3については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見  
をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。3月8日、委員4名で現地を見てきました。

特段問題は無いです。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題  
は無いです。

次に、番号4については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見  
をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。3月15日、推進委員と現地を見てきました。

特段問題は無いです。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題  
は無いです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問  
などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願い  
します。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地

法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、4件の案件についてご説明申し上げます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は賃貸マンションで暮らしておりますが、家族が増えたため、手狭となっております。また、以前より大勢の子供が集まりやすい場所で駄菓子屋をしたいと考えておられました。申請地は、東部小学校に隣接し、広さも適当であることから、店舗兼住宅用地として計画したところ、農業廃止により農地の処分を考えておられた譲渡人と話がまとまり、転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】と隣接する公衆用道路を併せ利用地として、自己住宅兼店舗1棟平屋建187.15㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は第一種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借り人は主に土木建築業を営んでいる会社であります。現在、事務所委及び駐車場として使用している申請地が農地であることが判明したため本申請に至ったものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】と隣接する宅地を併せ利用地として事務所平屋建て4棟66.77㎡及び駐車場とするものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなく昭和63年頃に造成されており、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、

本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

次に番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は高齢のため斜面の畑の管理が困難な状況でありました。譲受人は、〇〇市に本店を置き、太陽主に光発電事業を営んでいる会社であり、事業拡大のため土地を探していたところ、譲渡人との売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に太陽光発電設備として太陽光パネル732枚を設置し、年間約22万kwhの発電予定であります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方の同意を得られており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件は県道善通寺多度津線と市道生野線の交差点から、東に併設されている国道319号線までの間に県道を新設するための用地買収に伴うものであります。用地買収により駐車場が大幅に減少するため、代替地を探しておりましたが、隣接している農地の所有者で、譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】と、隣接する学校用地等を併用地として、26台分の駐車場を整備することを目的として転用申請するものであります。提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、第一種住居地域に指定されている第3種農地であります。

以上、4案件、登記地目は田が3筆、畑が1筆、転用面積は4,515㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇〇〇、番号2については〇〇〇〇ですので、〇〇

地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。3月8日、委員4名で現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号3及び番号4は〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。3月14日、委員4名で現地を見てきました。

番号3については太陽光発電施設、番号4については駐車場ですので特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですが、それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可の取消報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第1号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消報告」についてご説明いたします。1枚頁をめくっていただいて5ページをご覧ください。今回、取下願いが出された案件につきましては、平成30年12月の定例会の議案第4号-番号1でご審議頂いた案件で、【申請人読み上げ】で申請のあった案件であります。申請地につきましては、議案第3号番号4でご審議頂いた土地について、駐車場とすることを目的として転用申請を行い、平成31年1月30日に県知事より許可を受けた案件であります。転用計画の中止により、事業が完成しないまま、そのままになっていたものであります。当該農地はこれまで農地の状態で放置されておりましたが、農地法第5条の規定による許可の取消願いが提出され、県知事には令和2年3月5日に受理されましたので、直近である本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

それでは、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について、1件の案件でございます。6ページをご覧ください。

今回、事業計画変更が出された案件につきましては、平成30年12月の定例会において、ご審議いただいた案件でありまして、【申請人読み上げ】、

【申請地読み上げ】において、所有権移転売買を行い、駐車場とするため農地転用申請を行い、令和元年 9 月 26 日に県知事より許可を得た案件であります。計画を進めていく中で当初計画の店舗では手狭であると判断し、事務所兼作業所ではなく新たな店舗平屋建 1 棟 390.09 m<sup>2</sup>を申請地に建築する計画とするため申請に及んだものです。本件につきましては、令和 2 年 2 月 19 日付で県知事より事業計画変更の承認を受けたものでございます。以上直近である本定例会にて、ご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

それでは、報告第 2 号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これで 3 月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14 時 10 分 終了